

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和3年第4回南風原町議会定例会を始めてまいります。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 照屋仁士議員、9番 金城好春議員を指名します。

### 日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

### 日程第3. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和3年9月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、本日まで受理した陳情第30号から39号はお手元に配付したとおりであります。この10件につきましては、各常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、南部広域市町村圏事務組合議会の報告、南部広域行政組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、

町監査委員から8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果報告について、それぞれ提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思います。以上をもって諸般の報告とします。

### 日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 玉城 勇君 続きまして、日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さんおはようございます。では、町長に代わりまして、私のほうから町政一般報告をさせていただきます。1ページをお開きください。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。

町への一般寄付金といたしまして、9月10日に明治安田生命保険相互会社 沖縄支社様、9月27日に（株）ふじ産業様よりご寄付がありました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

11月24日に、日本郵便株式会社様との「包括連携に関する協定」の締結式が行われ、安心・安全な暮らしの実現、地域経済活性化、未来を担う子どもの育成、地域住民の利便性向上、地方創生に関することの五つの項目について協定を締結しました。

次に選挙管理委員会関係について申し上げます。

10月31日に第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査を行いました。有権者数3万668人に対し投票者数1万7,808人、投票率58.08%で前回衆議院選より2.31%減の結果となりました。

次に企画財政課関係について申し上げます。

緊急事態宣言の影響により開催が遅れた公募による南風原町まちづくり住民会議を9月22日より開催し、計6回の会議を終え11月24日に第五次南風原町総合計画・後期基本計画の施策内容等の提案を受けました。引き続き策定に向け取り組んでまいります。

11月11日に南風原高等学校の総合学習として、まちづくり出前講座を3年生220名に対し実施しました。「障がい」ってなんだろう、保育園・子育て支援制度について、男女共同参画、南風原町の観光について、「議会」って何をしているところ？、南風原町の文化財と歴史の6講座から1つの講座を選択する形式で行い、各課担当職員が講師を務めました。

生徒からは「保育士には元から興味があったが更に興味を持つことができました。子育て支援制度について詳しく知ることができ、更に知識を深めていきたい。」「地域に残された美しい芸能や文化、工芸品を未来に受け継ぐことができるように、もっと南風原町や沖縄

についての知識を深めて、人に伝えていきたい。」「今回の話を聞いて議会について興味が湧いた。選挙権を得たら議員選挙に行ってみたい。」などの感想がありました。

11月30日に総務省統計局より令和2年国勢調査の結果が公表され、本町の人口は、4万440人で5年前の前回調査と比較して2,938人増加しました。

次に税務課関係について申し上げます。

11月11日から11月17日の「税を考える週間」は、役場町民ホールにて「暮らしを支える税」をテーマにパネル展を実施しました。課税のしくみや税務課職員による小学校での租税教室の様子、本町中学生の「税についての作文」入選作品などを掲示し、租税の役割などについて周知を図りました。

次に住民環境課関係について申し上げます。

マイナンバーカード普及の取り組みとして、衆議院議員総選挙の期日前投票期間中、庁舎出入口へのポスター掲示や夜間申請窓口を設け、投票で来庁される方へ周知広報を行い、期間中11名の申請がありました。

さらに、11月10日つかざんシティ及び12月4日イオン南風原においてマイナンバーカードの出張申請を行いました。それぞれ20件と40件の申請を受け付けました。今後も普及率向上に向けて取り組んで参ります。

次に民生部こども課関係について申し上げます。

兼本ハイツ内の小規模保育園ひまわり保育園の整備が完了し、11月1日より開園しています。やまがわ保育園の増築は、令和4年3月完成に向けて取り組んでいます。低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は、11月末現在415世帯、931人分、合計4,655万円の給付を行いました。また児童一人あたり5万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金について、今定例会に予算案を計上しております。

次に保健福祉課関係について申し上げます。

70歳以上の高齢者を対象とした「ちゃーがんじゅう元気プロジェクト」には258名の参加があり、楽しく取り組めたとの声が寄せられています。抽選で「ちゃーがんじゅうで賞1等」の当選者の方々へ町長より景品を贈呈しました。緊急事態宣言の解除を受けて、高齢者を対象とした中央型ミニデイサービスは10月4日から、地域型ミニデイサービスは10月20日以降、調整の整った地域から順次再開しています。12月3日～9日は障害者週間となっており、町民ホールやちむぐくる館内、町内の沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行でパネル展示による啓発や障害者福祉事業所等と連携してのスポーツイベントも実施しております。

次に国保年金課関係について申し上げます。

5月9日から開始した新型コロナウイルス感染症のワクチン集団接種は11月14日で終了し、個別接種については継続して町内医療機関で実施しています。本町の対象者人口における接種状況は、12月1日時点で1回目接種率82.4%、2回目80.3%となっており、いずれも沖縄県平均を上回っております。

健康づくり班関係では、スマート・ライフ・プロジェクトが主催する「第10回健康寿命をのばそう！アワード」において、スマートミール認証弁当の普及活動に取り組んだ事例が、厚生労働省健康局長優良賞を受賞しました。スマート・ライフ・プロジェクトとは、「健康寿命をのばそう。」をスローガンとした厚生労働省の国民運動で、町内の弁当提供店がスマートミール認証弁当を開発する過程において、本町の管理栄養士が助言したことなどが評価されております。生活習慣病予防に係る保健指導・栄養指導に加えて、食環境整備などを通じた町民の健康づくりに一層取り組んでまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

工事関係は、交通安全施設設置工事を11月16日に契約を締結しました。

住宅リフォーム支援事業は、8件の交付決定をしました。

都市マスタープラン策定業務は、全体構想から地域別構想までを議会や都市計画審議会へ報告し、10月28日には住民説明会を開催しました。3月には議会に上程の予定です。

次に都市整備課関係について申し上げます。

道路事業関係は、町道73号線の工事1件目を11月30日に完了し、2件目の工事を10月13日に契約しました。町道10号線と町道48号線の工事を10月29日に契約し、町道68号線、照屋橋の工事を11月24日に契約しました。

街路事業関係は、津嘉山中央線の工事1件目を11月12日に完了し、2件目の工事を12月下旬完了予定です。

公園整備事業は、黄金森公園の工事を9月10日に契約し、1月末完了予定です。津嘉山公園は駐車場の舗装及び芝広場の工事を12月2日に契約し、管理棟及びトイレの建築工事は1月末完了予定です。

観光景観美化事業は、フクギ並木通り整備工事を11月19日に完了しました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。

津嘉山北土地区画整理事業は、道路築造工事1件を9月24日、造成工事1件を10月27日に契約し、令和4

年2月中旬完了を予定しています。また、調査設計業務1件が11月4日、造成工事1件が11月11日に完了しました。

未普及解消下水道事業は、10月13日に磁気探査業務を契約し、令和4年1月中旬完了の予定です。また、11月4日には公共下水道水質・水量調査委託業務を契約し、令和4年2月初旬完了の予定です。

次に産業振興課関係について申し上げます。

農政関係では、南部地区畜産共進会及び山羊品評会などの催しが、昨年引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

町農業委員で町農業青年クラブの会長でもある富名腰泰裕氏が、これまでの活動実績が評価され、沖縄県の指導農業士として認定されました。今後のご活躍を祈念いたします。

商工関係では、10月25日に町出身芸人の「仲座健太氏」「ただのあきのり氏」を「南風原町観光大使」に委嘱しました。お二人は、ユーチューブ「兼城十字路チャンネル」において、南風原を再発見させる深く掘りさげた多くの魅力ある情報を発信し、本町の認知度向上や観光振興に大きく貢献されており、今後も多くの情報発信が本町の観光PRに繋がるものだと、ご期待しております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

10月11日に株式会社名古屋グランパスエイトの小西工己代表取締役社長が来庁され、来春季キャンプの受入れについて申し入れがあり、キャンプインは来年1月中旬を予定しております。

11月の「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」を経て11月25日から、町内のスポーツ施設等は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、通常運営を行っております。

町体育協会関係は、新型コロナウイルス感染症拡大を避けるため、全ての競技が中止になりました。そのような中、サッカーチームに所属する子どもたちを中心に11月3日に名古屋グランパスの試合を応援する「パブリックビューイング」を黄金森公園陸上競技場において開催しました。県内、町内企業の皆様がこの企画に賛同され、協力していただきました。コロナ感染症対策を講じながら約300名の児童生徒たちは大きなスクリーンで現地にいるような臨場感の中、全員が名古屋グランパスからプレゼントされたユニフォームを身にまとって一生懸命応援していました。

11月9日に教育事務点検評価第1回審議会を開催し、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての諮問を行いました。令和4年2月

までの答申予定となっております。

次に学校教育課関係について申し上げます。

10月21日から11月17日までの間、津嘉山地域振興資料館において各小学校新1年生を対象とした就学時健康診断を校区ごとに実施し、569名の児童が受診しました。

町教育支援委員会を5月から10月までに5回開催しました。151人の児童生徒に係る就学先の審議を行い、10月7日に答申を受けました。答申内容をもとに、保護者と就学相談による合意形成を図り適切な教育措置を実施してまいります。

11月26日、30日、12月1日、2日には、延期していた町立幼稚園・小学校の町教育委員会による学校訪問を実施し、学校経営方針や学習指導等について意見交換を行いました。今後も教育委員会と学校が一丸となって教育のより一層の充実を図ってまいります。

12月12日「教育の日」に予定していた学校公開日での授業参観は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしますが、家庭学習を頑張っている児童生徒153人については、町立中央公民館黄金ホールにおいて教育長表彰を行い、保護者をはじめとする関係者での激励を行ってまいります。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。

11月19日沖縄県公民館連絡協議会より、自治公民館活動への功績が認められ、令和3年度沖縄県公民館優良職員として「下里廣行」前大名区長、「上原重明」前兼本ハイツ自治会長、「大城敏雄」前中央公民館長、沖縄県公民館功労者として、「宮城竹子」前本部公民館書記が表彰を受けました。今後のご活躍を祈念いたします。

文化センターでは、子ども平和学習交流事業として、9月12日にホロコーストについて、10月17日に広島原爆についてオンライン研修を実施しました。また、11月6日愛楽園の資料館を訪問しハンセン病と人権についての講話、10月3日には中部の戦跡を訪問し学習を深めました。

10月25日から11月7日まで来年開催予定の「第7回世界のウチナーンチュ展」のプレ企画として、ミニパネル展「世界のふえーばるんちゅ展」を開催しました。

11月20日から28日の間、文化センターの取組として、兼平自治会展「兼平40年の歩み つなごう次世代へ」を開催しました。兼平自治会では実行委員会を立ち上げ、学芸員らと協力し取組みました。オープニングでは多くの方が参集し、40年の歴史を振り返り、思い出話に花をさかせました。

11月4日、南風原町少年少女合唱団を40年近く率い

て指導してきた声楽家の外間三枝子氏が沖縄県文化功  
労賞を受賞しました。益々のご活躍を祈念いたします。

また、南風原町平和ガイドの会の沖縄陸軍病院南風  
原壕群20号などを案内する活動の功績が認められ、11  
月14日、「沖縄タイムス地域貢献賞」を、11月25日、「沖  
縄県のちゅうちな一草の根平和貢献賞」を受賞しま  
した。受賞に対し、地域の活性化に貢献しているとし  
て感銘やさらなる期待の声が寄せられました。

以上を申し上げ、令和3年第4回南風原町議会定例  
会の町政一般報告といたします。別紙で9月定例会以  
降の公共工事等に関する行政報告をおつけしてありま  
すので、お目通しをお願いします。以上で町政一般報  
告を終わります。

○議長 玉城 勇君 以上をもって、町長の町政一般  
報告を終わります。

#### 日程第5．議案第40号 南風原町国民健康保険条例 の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第5．議案第40号 南風原  
町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを  
議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求  
めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第40号 南風原町国民  
健康保険条例の一部を改正する条例 南風原町国民健  
康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出  
いたします。提案理由としまして、健康保険法施行令  
等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布さ  
れたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるた  
め提案をいたします。内容等については、担当のほう  
から説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは南風原町国民健康  
保険条例の一部を改正する条例について概要をご説明  
いたします。まず、議案第40号の改め文を読み上げま  
す。南風原町国民健康保険条例の一部を次のように改  
正する。第8条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000  
円」に改め、同項ただし書き中「1万6,000円」を「1  
万2,000円」に改める。附則（施行期日） 1 この  
条例は、令和4年1月1日から施行する。（経過措置）  
2 この条例の施行の日前の出産に係る南風原町国民  
健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時  
金の額については、なお従前の例による。

配付いたしました議案第40号の資料をご覧ください。  
改正の趣旨といたしましては、国民健康保険法施行令  
の一部改正により、出産育児一時金等の支給額の見直

しが行われます。この改正に伴い、出産育児一時金等  
の支給額について国民健康保険においても同様の取扱  
いとするため、南風原町国民健康保険条例の一部を改  
正するものであります。

概要といたしましては、産科医療補償制度が見直さ  
れ、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に  
引き下げられること。及び社会保障審議会医療保険部  
会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産  
育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべき  
とされたことを踏まえて、出産育児一時金の支給額に  
ついては現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上  
げられることとなります。この改正による出産育児一  
時金等の支給額内訳は下記の表のとおりで、支給総額  
については現状維持というふうになります。

表のほうをご覧ください。まず出産育児一時金、現  
行は40万4,000円であります。こちらが4,000円引き上  
げて、改正後は40万8,000円になります。併せて加算金、  
産科医療補償制度の掛金というのがございまして、こ  
の分、現行1万6,000円でしたが、こちらが4,000円引  
き下げられることになりまして、改正後は1万2,000  
円となります。ただし、支給総額としては、先ほどの  
社会保障審議会医療保険部会からの意見を踏まえて現  
状維持とすることから、総額では42万円のままという  
ことで総額では変更ないというふうになります。以上  
が議案第40号の概要でございます。ご審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑  
はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 支給額は同じなんですけれども、  
一時金としては4,000円上がったわけですね。掛金は  
下がっているんですけども。それでその出生にかかる  
費用というのは、出産にかかる費用というのは平均的  
にどれぐらいなのかというのをちょっとお聞きしたい。

それともう一つは、この掛金なんだけれども、掛金  
はプラスすると同じなんだけれども、この掛金はこの  
条例8条では必要があると認めるときは規定で定め  
るところにより上限として加算するものとするというの  
を、ちょっとこの辺がよく分からないんですけども、  
この資料の一覧表からすると、一時金と加算金をプ  
ラスして42万円ですよということだから、みんな加算  
されるのかなというふうにこの表から僕は見るだけ  
ど、全員ね。これまでが1万6,000円加算されて、  
今後は1万2,000円が加算されると。だから総額一緒だ  
というふうに見るんだけど、この条例の8条を見ると  
必要があると認めるとき——、必要があると認めるとき  
って意味が分からないんですけども、これによると重  
度脳性

麻痺のお子さんとかいろいろあつたりするんだけど、どの時点で加算金がつくのか分からないんだけど、それによってね、これ掛金ですか、あくまでも補償される額というのはこれまで同様なのかどうかというのを聞きたいです。この2点、お願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 宮城寛諄議員のご質問にお答えします。まず、第一に出産にかかる費用はおおむね大体この近辺の金額になります。

続きまして産科医療補償制度につきまして、全国でも98%、99%ぐらいの医療機関が加入してしまっていて、沖縄県においては100%この出産の医療機関は加入しています。補償金額につきましては現状維持の総額3,000万円というふうになっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 じゃあこの8条の、これには36条の規定を勘案し云々と書いてあるんだけど、必要と認めるときはと。医療機関としては100%入っていると、沖縄の場合は。それでこの必要だと認めるときの1万2,000円を上限として加算する——加算するというのは、要するにこの掛金は幾らかあって、それにプラス1万6,000円だったのが1万2,000円になるということなのかな。これだけが掛金ということなのかな。ということをお聞きしたいと思います。

それと補償されるのは3,000万円ぐらいと言っていますけれども、掛金が減っても——掛金というよりこれは加算金なんだよな。加算金が減っても同じ額ということはこの保険の額は一緒なのかな。そのほかにもどこかが出していて、プラスで同じになるのかな。要するに補償が一緒というのは、そういうふうになると思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。掛金は1万2,000円なんですけれども、この制度が始まった後の余剰金等々がございまして、掛金とかの余剰金等で補償金額は賄っていきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

## 日程第6. 議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、全世帯対応型の社会補償制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する制令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。配付いたしました議案第41号の資料をご覧ください。まず改正の趣旨でございます。全世代対応型の社会補償制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する制令の施行に伴い、令和4年度以後の国民健康保険税より未就学児に係る被保険者均等割額の減額を行うこと及び所要の改正を行うことに関し、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

概要といたしましては、未就学児に係る被保険者均等割額の減額は令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、減額する額は当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じた額となります。2分の1減額されるということでございます。減額後の均等割額は下記の表のとおりです。減額分につきましては、公費負担となり、その負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1というふうになります。この2分の1軽減の部分に関しましては、令和4年4月1日の施行となります。それから文言等、所要の改正の規定の整備がございまして、この規定の整備については公布の日からの施行となります。

未就学児の均等割額について、下の表をご覧ください。例えば7割軽減について、現行は均等割額7割軽減の場合は8,400円でございます。内訳としましては、基礎課税分が6,300円、後期支援金が2,100円、トータル8,400円、こちらが右側に行きまして、改正後は2分の1軽減されまして、均等割額が4,200円となると。同

じように5割軽減、現行1万4,000円が7,000円になります。2割軽減が2万2,400円が1万1,200円になります。軽減を受けられていない通常の世帯の場合でも均等割額2万8,000円ですが、こちらが軽減されて1万4,000円になるということで、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に対する改正がこの議案第41号の主な内容でございます。以上、議案第41号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑させていただきたいと思えます。この国保ですけれども、今回改正の趣旨という資料のほうから、1条目に、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うというふうに説明があります。この均等割等についても、以前も議論があったように、生まれてすぐの子供にも課税されるというような側面があって、減額することについては非常にいい制度改正だなと思うわけですけれども、これについてですね、まず年額だと思えますけれども、年額でいいのかということと、あと均等割以外の応能とか応益とか、そういった比率についてですね、これについても以前説明ではその法律として定められていて、さらに所得に対しては軽減があるので、ほかの比率に関しては変えられないというような理解をしておりますけれども、同様の理解でいいのかどうかですね。つまり税率というのは国の法律で決まっています、市町村の裁量で変えられない。そういう考え方なのかどうか。個々については負担が重いという声もありますし、一方では赤字が続いていて、その解消の見込みもまだなかなか立っていないという現状がありますので、それについて2点教えていただきたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 照屋仁士議員のご質疑にお答えします。まずは、この表は年額かでありませんが、はい、年税額、1人当たりの年税額になります。また今回の均等割分についての減額でありまして、平等割であったり所得割分につきましては変更はございません。また先ほど、税率につきましては市町村独自の税率なものですから、南風原町の税率の均等割については軽減がこういうふうに変更されるということになります。説明は以上になります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。最後の税率のところの確認ですけれども、今の答弁でいくと、国の法律に伴って南風原町も改正するだけけれども、税率に関しては南風原町の税率だから、国と違う税率

であっても検討の余地があるというふうには聞こえますけれども、今回の方針としては国の改正に伴って改正する。ただ、税率に関しては動かせるというふうに理解しますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。国の税率ではなくて、市町村の定めた税額、税率の未就学児に係る均等割分を2分の1に減額しなさいの趣旨でございまして、国の税率というのはございません。この南風原町でしたら3方式という課税方式を取ってございまして、今回はそのうちの均等割分を2分の1乗ずる、軽減するという内容になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。国保税の改正のときにも議論がありましたので、今このような税率になっている理由というのは理解をしています。ですが、先ほども言ったように、非常に国保税というのが重たいという議論もありますし、一方で赤字になっているという現状もあります。ですから、今後についてはこの税率についても、均等割は今回半額ですけれども、極端な話、南風原町の独自の税率ということであれば、応益、応能、均等、これをどう組み合わせるかという判断ができる、今後も判断していく、そういう考え方でよろしいですね。最後をお願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 今の3方式の税率、税額については市町村独自の裁量でございしますが、令和6年度に向けて沖縄県全体で国保税を統一していこうという動きがございまして、その方向で動いております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 私、この件、一般質問にも出しているものですから、もっと拡大できないかというふうなね。その件は置いておいて、今回のこの件についてだけちょっとお聞きしたいんですけども、改正の趣旨として全世代型の社会補償制度構築云々ありますけれども、これは子供たちの、要するに子育て世代への保険税の減額と。要するに出生率が低いというか、子供の数がどんどん減っている、そういうところに対しての子育て世代への支援だというふうに私考えているんですけども、それで今度、未就学児にだけ減額したということ、その辺の理由はご存じですか、皆さん方は。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 今回の減額の趣旨に

なりますが、子育て世帯への経済的負担の観点から子供の人数や世帯の所得の状況に制限をかけずに未就学児がある世帯全員に一律に軽減を行うという趣旨になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午前10時44分）  
再開（午前10時45分）

○議長 玉城 勇君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 なぜ今回は未就学児になったのかという部分でございますが、国においても、平成27年あたりから国保法の改正等において、厚生労働省と各種審議会等で議論されて今回に至っております。そういう中で子供に係る均等割保険料の軽減措置については、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえて、現行制度の趣旨とか国保財政に与える影響等も考慮しながら引き続き議論していくというふうになっておりますので、まず第1段階としてこういう形で未就学児の部分の軽減になったというふうに我々は考えております。国の審議会等において未就学児に係る分となっておりますので、ただそういった中では引き続き議論をしていくというふうな、平成27年度の厚生労働省の委員会での議論等がありますので、今後も議論があるのかなという部分は推測はします。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 とりあえず未就学児ということなのかな。財政のこと云々もありましたけれども、地方からの提案もあるということで、今後も、要するにこのことについては検討していただろうと——検討していただろうじゃない、検討していくということは、皆さん方は要するにお聞きになっていると。政府はそういう方針だということを皆さん方は理解しているということで、そういう理解でいいのかな。

その点と、あと一つお聞きしたいんですけども、これは……どこだったかな。未就学児は例えば3月31日以前である被保険者、3月31日時点で未就学なんだけれども、31日までに6歳になっていない人ということですよ。では、3月——そうか、31日、僕は3月30日は何に当たるのかなと思ったんですけども、31日になっているからいいか。この件は取り消します。私がちよっと勘違いしていました。先ほどの件、国のほうでも今後検討していくということでよろしいんですね、その辺はお聞きしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今、我々が持ち得ている資料では平成27年度の国保法改正の中でそういう議論があったということで、そのときには引き続き議論し

ていくということございまして、今後どのように議論されていくかは、我々のほうでは把握はできない状況ですが、議論は続くものだと期待はしたいと思いません。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

## 日程第7. 議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）（総則）第1条 令和3年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条 令和3年度南風原町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入（科目）第1款 下水道事業収益（既決予定額）6億3,582万2,000円（補正予定額）マイナス60万円（計）6億3,522万2,000円。第1項 営業収益（既決予定額）2億6,176万7,000円（補正予定額）マイナス30万円（計）2億6,146万7,000円。第2項 営業外収益（既決予定額）3億7,405万5,000円（補正予定額）マイナス30万円（計）3億7,375万5,000円。支出（科目）第1款 下水道事業費用（既決予定額）5億6,119万1,000円（補正予定額）マイナス60万円（計）5億6,059万1,000円。第1項 営業費用（既決予定額）5億1,989万7,000円（補正予定額）マイナス60万円（計）5億1,929万7,000円。（資本的収入及び支出）第3条 令和3年度南風原町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入（科目）第1款 資本的収入（既決予定額）2億3,795万3,000円（補正予定額）140万円（計）2億3,935万3,000円。第1項 企業債（既決予定額）1億720万円（補正予定額）20万円（計）1億740万円。第2項 補助金（既決予定額）1億2,226万円（補正予定額）30万円（計）1億2,256万円。第3項

他会計補助金（既決予定額）849万2,000円（補正予定額）90万円（計）939万2,000円。支出（科目）第1款 資本的支出（既決予定額）4億1,655万4,000円（補正予定額）140万円（計）4億1,795万4,000円。第1項 建設改良費（既決予定額）2億5,839万円（補正予定額）140万円（計）2億5,979万円。

（企業債）第4条 起債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的 下水道整備事業債 限度額 補正前1億720万円 補正額20万円 計1億740万円。起債の方法以降、償還の方法までは記載のとおりであります。（他会計からの補助金）第5条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を60万円増額し、2億991万1,000円とする。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第54号の資料をお願いします。議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）について概要を説明いたします。今回の補正は、下水道への接続件数の実績減に伴う負担金の減分を収益的経費から資本的経費への組替え及び新設汚水ます設置工事2件の必要が生じたため補正を行うものです。内容については事項別明細書で説明いたします。

予算書の9ページをお開きください。接続件数の実績減に伴い、収益的支出の普及促進費・負担金60万円の減額、それにより収入も県補助金30万円の減、他会計補助金30万円の減、合計60万円の減額になります。

10ページをお願いします。資本的支出は先ほどの県補助金の減額分の組替えによる整備工事費の50万円の増、新設汚水ます設置工事90万円の増により、工事請負費140万円の増額になります。収入は企業債20万円の増、県補助金30万円増、他会計補助金90万円の増、合計140万円の増額になります。以上が議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。今のご説明の中で接続件数の実績減でございました。この実績減は実際にどれだけの数からどれだけ減って、今現在、どれだけの接続件数があるのか。

そして議案書の1ページでちょっと分からないところがあるので教えてください。第3条の収入、第2項補助金1億2,226万円、第3項で他会計補助金849万2,000円、この補助金と他会計補助金の違いを教えてください。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 岡崎議員のご質疑にお答えします。接続に関してですが、20件を予定しておりましたが、14件になっております。

また1ページ目の2項補助金、他会計補助金の説明ということでありましたが、補助金に関しては国庫補助金、他会計補助金に関しては一般会計からの繰入金となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時58分）

再開（午前10時59分）

○議長 玉城 勇君 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 再質疑にお答えいたします。全体の件数を把握しておりませんので、委員会に資料をもって説明に臨みたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 先ほどの岡崎議員の質疑の答弁の中で、他会計の補助金の違いというのを、補助金というのは国からの補助金で——他会計の補助金というのは一般会計からの補助金ということがありましたけれども、1ページの下の方の他会計からの補助金のところをちょっと、第5条のほうに下水道事業に助成するため一般会計からこの会計補助を受ける金額60万円を増額し、2億991万1,000円とするとあるんですけど、それとの整合性というのかな、補助金という観点から見たときの違いというのかな、数字の内容を教えてください。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時03分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 先ほどは失礼しました。今回ですね、予算書の9ページと10ページをお開きください。予算書で9ページのほうの他会計補助金が30万円減になっています。そして次、10ページのほうで他会計が90万円増になっています。よろしいでしょうか。そして先ほどの予算書の1ページが90万円増なんですけれども、30万円減になりましたので、トータルで60万円が増になりますよということです。議員のほうから、先ほど1ページの中間にあります849万2,000円については、これが現予算ということですね、補正が90万円なので939万2,000円、これは2条と3条が別々に書かれているものだから、ここでは90万円なんだけ



ど、下では60万円ということです。差し引きがあるということです。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午前11時05分）  
再開（午前11時05分）

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私たち議員は、その表に出たものだけでは理解できないということで質疑しているんです。この議案第54号の内容では理解しきれないから質疑するんですけども、それをもうちょっと分かりやすいような答弁の仕方をやってもらいたいというのが私の結論です。どうですか、それに関して。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 大変失礼しました。1ページでこう書いてあるんですけども、1ページだけを見ると少し分かりづらいですけども、この1ページの60万円の増を見るためには、9ページと10ページを見て確認するという形になりますので、ちょっとページがこうなりますけど、どうしても予算書はこういう作り方になるものですから、9ページと10ページが1ページと並行してあれば分かりやすかったと思うんですけども、款項目がこうなっているのでこの順序で作成していますのでご理解のほどよろしく願います。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。  
（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算（第2号）については、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午前11時07分）  
再開（午前11時18分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

## 日程第8. 議案第53号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第6号）

○議長 玉城 勇君 日程第8. 議案第53号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第53号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第6号） 令和3年度南風原

町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,404万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億5,735万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 それでは議案第53号資料をお願いいたします。議案第53号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第6号）について概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金について補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4億7,404万7,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は162億5,735万3,000円となります。内容については、6ページ以降の事項別明細で説明いたします。

では、歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金4億7,404万7,000円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費補助金で、補助率10分の10です。

引き続き、歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。3款2項1目. 児童福祉総務費4億7,404万7,000円の増は、歳入6ページで説明した子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る高校生以下1人5万円の給付金及び事務費の計上です。以上が議案第53号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第6号）の概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑させていただきたいと思います。先日の全員協議会でも、速やかな年内支給を目指してというご説明がありました。本当に子育て世帯にとっては、年内にこういった取組が進められるというのは非常にありがたいことだろうと思いますので、歳出のほうでいろいろ事務費等の割り振りもされていますが、具体的な支給までの流れ、前回までの10万円給付もたしか子ども手当と同様に指定口座に振り込まれるといったようなことだったと思うんですけども、今回の給付について具体的な支給への流れですね、町民の負担はないのかとか手続はないのかと

か漏れはないのかとか、そういった懸念がありますので一応確認のためにその流れを教えてくださいと思います。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今回の予算で提案しているものは、高校生以下の子供1人当たり5万円を支給するものでございます。内容については、まず先行給付といたしまして、中学生の部分に5万円を給付——中学生以下の対象年齢の子供たちに5万円を給付いたします。その方法としては児童手当の受給世帯と同一であることから、児童手当の口座へ振り込むような流れとなります。その他高校生の部分に関しては、我々のほうで児童手当の対象でないことから、高校生のほうからは申請をいただいて、口座などの確認をしてその口座に振り込むということが一つあります。もう一つ、今回の給付には本町で支払いをしている児童手当の対象外である公務員世帯への支払いもあることから、そういった公務員世帯には申請をいただいて、その公務員世帯の口座のほうに振り込むという流れがございます。先ほど最初に申し上げました中学生への支給に関しては年内の支給、今月12月27日の振込を予定しております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。児童手当と同様に取り扱うということですので、中学生以下の部分はスムーズに進むのかなというふうに思いますけれども、手続が必要な方々、高校生とか、先ほど言った公務員世帯とかですね、そういった方々にはいろいろ発送作業とか手続期間とかそういったものが出てくるというふうに思いますけれども、それについても少し補足してご説明いただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 今回の支給に関して、今高校生の質疑ということですが、まずは中学生の部分について説明申し上げます。中学生の部分については、週明け13日に通知を発送して、その後、先方の世帯からこの給付金を拒否するのかもしれないかというような確認をする期間を取らないといけないです。その期間を踏まえた上で我々のほうは口座データのほうのデータ作成をして27日の振込に向けて行っていく流れとなっております。ただし、高校生の部分については、これまでの説明の中で市町村においては、申請なしでやる方法とかも検討されたりあったものですから、そういった部分で支払い方法について今確認をしているところでございますが、本町においては申請方式で行うということを行っております、その申請の通知も

年内に送れるように調整を図っているところでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 用語、言葉ですけれども、今、高校生以下ですか、ということでしたが、18歳以下ではなくて高校生以下としたのは意図があるのか。ニュースなどでは18歳未満だったかな、というふうに理解していたつもりなんです、それと中卒の方とか、その方はどうなるのかとかについてお聞かせください。

それからよくマスコミなどでも議論されていて、所得制限がありますよね。その所得制限との問題で一部矛盾が出るんじゃないかというふうな指摘がされています。そのあたりは在籍というか、対象者のうちのどの程度がそれに該当してしまうのかということなどについて把握しておられたらお願いしたい。これはここで予算化されている歳入予算、事務費を除いての事業費分というんですか、そこの見積りとも関わってくると思うんですけれども、どういうふうな算出方法でこれが算出されているのか。そしてさっきの質疑に関わるわけけれども、よく指摘されているような矛盾点で、何というのかな、それから除かれてしまう部分があるというふうに聞くんだが、こういったものはどのように見積もっているのか。関わりますので同時にお願います。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。先ほどの答弁において高校生以下という表現をしましたが、ご指摘のとおり18歳以下でございます。ただ、国の説明会あるいは説明資料においても、今回高校生という表現が使われていたものですから、わかりやすさという意味も踏まえて高校生という使い方をいたしました。この点については今後また18歳以下なのか、高校生というものを適切に使い分けていきたいなと思っております。

また、所得制限との関係でございますが、今回の高校生、18歳以下への給付については、基本的に児童手当を対象世帯ということで、モデルケースの960万円を境にということで通知がありますが、実はこれも扶養人数とかそういったことで変動がございますが、基本的に児童手当の制度に基づいて行っているというような内容でございます。あとは積算のほうにおいては、我々、今9月30日現在の基準日というのがございまして、その時点でのまずは児童手当の対象者、また高校生の部分、さらにはこの給付については子供たちの新生児、令和4年3月31日までの新生児に対しても支払

う内容となっているものですから、そういった部分の出生の部分も加味して支払っていくという内容でございます。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 新生児というのは、これから出生するお子さんのことを言っているわけですね。それは当然確定できるものではありませんから、それは不確かなものはしかりですけども、さっき申し上げたのは960万円を超える年収、所得ですか、その辺が基本的対象だけれども、一部矛盾点は生じるよというふうなことは言われていたりします。私も詳しいことは把握していませんけれども、それはどの程度の、例えばパーセントなどですね、人数とは言いませんけれども、割合とかで生じるようなものなのか、お答えいただければと思います。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今回の給付については、モデルケース960万円というところで、支払いが行われる行われないうような所得基準が設けられておまして、支払われない世帯については児童手当の特例給付が行われる世帯、児童手当で5,000円が、通常1万円から1万5,000円の世帯に払われるんですが、5,000円のみ支給されている特例給付の世帯となります。その特例給付の世帯については100件余りとなっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 100件余りはそれに該当するんじゃないかというふうなことでしたけれども、いずれにしろ、これはコロナ禍での困窮するというか、様々な頑張っている皆さんに何か対応するという趣旨での仕組みでしょうから、年内にこれはそれぞれ届くようにしたいということで、今回議会運営委員会には間に合わなかったけれども、今回是非、追加の議案としてということで届いたものでした。是非その趣旨にかなうように正確な迅速な支給をされるようお願いして終わります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 高校生と高校に在学をしていない18歳以下の子供たちに対して、一応政府としては年内18歳以下というふうに聞いていますけれども、この辺の申請をして、実際に手元に届くまでの期間というのはどのぐらい見えていますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず今、申請から振込までということなんですが、申請書

を出して1週間程度の拒否期間を置くということになっております。その拒否期間の申出を過ぎた後に我々のほうは振り込む人数、世帯などを確定して、銀行などのほうへデータを作成します。銀行などのほうには振込日の5日前に振り込まないといけないということがあるものですから、今、このお話をただで最低でも、本当に短くても2週間プラスアルファという日数がかかることとなります。ただ、毎日その申請分を我々は受けて、それをずっと銀行にデータを持っていくということではしませんので、ある程度まとまった期間で1次分の支払い、2次分の支払いとかというのを考えているのが事務上の実際想定される流れとなります。じゃあ支払う時期がいつになるのかという部分については、今中学生の部分の本当に非常にタイトなスケジュールの中で中学生の部分を行っておりますので、まずは高校生の部分については通知のものを年内で送れるというふうに調整している段階でございます。

○議長 玉城 勇君 10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 新聞報道等では年内というふうに皆さんは規定をしていると思います。是非そこから辺の周知の方法とか、ホームページ並びにそういったもので早めに皆さんに周知をしていただきたいということをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 先ほど所得制限の話がありましたけれども、今メディアか何かでいろいろ言われていることがあります。児童手当を受けている皆さんが対象ということで、それで960万円という額が出ているんですけども、それはそれでラインを引いてどっちがもらえるというのはそれは構わないと思うんですけども、これはあくまでも世帯主かパートナーのどっちも下ですね、どっちかが960万円以上になればもらえないですよ。以上の所得があれば。ところがどっちも下でプラスしたら1,000万円を超えるような方でももらえるということが今メディアでは矛盾があるんじゃないかというふうなことが言われているんですけども、それに対しては皆さん方はどういう説明をなさいますか。これは児童手当をもらっている方の対象だからいいんだというふうなことなのか。960万円ということで970万円……いやいや、これ条件つけてあるのよ。960万円の児童手当のそのラインというのはそれは理解できます。ところがそうじゃない、多い方が、総額で。世帯主プラスパートナーのものをプラスしたらそれ以上の方のところにも行くということが非常に今言われている。それを皆さん方はどういうふうに理解してい

ますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今回の給付は、児童手当の支給世帯への給付となっているものですから、その児童手当の制度にのっとって給付していくということになっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 いろいろ知恵を授けてもらったんだけど、要するに夫婦の合算してのものというのは町ではできないから大変だということではあるんですけど、給付が早めに届くということはそれはそれに越したことはないと思います。早めに是非そういった給付をやってほしいというふうに思いますけれども、ただいろいろ世間ではそういう矛盾があるというところをどうするかということですよ。児童手当をもらっている家庭だからこの世帯がそれ以上にあっても、総額としてあってもいいんだというふうな考え、それをよしとするということですよ。要するに児童手当をもらっているわけですから、どちらも960万円以下の場合にはトータルで1,000万円を超えようと、要するに960万円、970万円、980万円あってもそれは給付されると。これはもう仕方ないことだとそういうことでよろしいですか。それとも後でよく言われるのは確定申告で返せばいいんじゃないかと、そういう方もいらっしゃいますよ。例えば国はそういうことを考えているのか。僕はそういうことじゃないというふうに聞いていますので、ちょっとその辺は矛盾があるなというふうに私は思うんですけども、皆さん方は示されたことだからそれでよしというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回の給付に関しましては、先ほど課長のほうからありましたように児童手当給付世帯への先行給付でございます。示された国の交付要綱に従って粛々と進めてまいります。先行給付については年内給付に向けてしっかり取り組んでまいります。

○議長 玉城 勇君 寛諄議員よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第53号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第53号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第9. 議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号)

○議長 玉城 勇君 日程第9. 議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号) 令和3年度南風原町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,458万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億7,193万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(債務負担行為補正)第2条 債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。(地方債の補正)第3条 地方債の追加は「第3表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第55号の資料をお願いいたします。議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号)について概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種関連及び状況の変化による補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ2億1,458万3,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は164億7,193万6,000円となります。内容については、8ページ以降の事項別明細で説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正について説明します。例規整備等支援業務委託料、限度額77万円は、職員の定年延長に伴う例規整備等の支援について委託契約するための計上です。

5ページをお願いいたします。第3表地方債補正について説明します。教育債の小学校整備事業債、限度額240万円、中学校整備事業債、限度額160万円及び幼稚園整備事業債、限度額120万円は、各学校の照明LED化事業に係る計上です。

では、歳入について説明いたします。8ページをお願いいたします。12款1項4目。衛生費負担金140万4,000円の増は、未熟児養育医療費の見込額の増による保護者負担分の計上です。

9ページをお願いします。14款1項1目。民生費国庫負担金209万3,000円の増は、補装具給付費の見込額の増による心身障害者福祉費国庫負担金で国負担分2分の1です。4目。衛生費国庫負担金236万3,000円の増は、未熟児養育医療費の見込額の増による未熟児養育医療費国庫負担金で国負担分2分の1です。10ページをお願いいたします。14款2項1目。民生費国庫補助金139万5,000円の増は、主に児童手当法の改正に係る子ども・子育て支援事業費補助金で補助率10分の10です。2目。衛生費国庫補助金1億3,109万8,000円の増は、主に3回目ワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、補助率10分の10です。4目。教育費国庫補助金76万3,000円の増は、小中学校のGIGAスクールサポーター配置に係る補助金で、補助率2分の1です。11ページをお願いします。14款3項1目。民生費国庫委託金13万2,000円の増は、国民年金システム改修に係る交付金で、交付率10分の10です。

12ページをお願いします。15款1項1目。民生費県負担金104万7,000円の増は、歳入9ページで説明した補装具給付費の県負担分4分の1です。2目。衛生費県負担金118万2,000円の増は、歳入9ページで説明した未熟児養育医療費の県負担分4分の1です。13ページをお願いいたします。15款2項1目。総務費県補助金611万5,000円の増は、宮平川浸水被害軽減対策事業、学校照明LED化事業等の事業計画変更による沖縄振興特別推進交付金の計上です。2目。民生費県補助金949万4,000円の増は、主に保育士の確保に係る県補助金で、待機児童解消支援交付金(交付率2分の1)、保育士確保対策事業補助金(補助率10分の9)、県外保育士誘致支援事業補助金(補助率10分の9)の計上です。

14ページをお願いいたします。18款1項1目。財政調整基金繰入金3,373万3,000円の増は、今回の補正予

算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は12億6,490万1,000円となります。

15ページをお願いいたします。20款5項7目。雑入1,856万4,000円の増は、令和2年度決算に伴う介護保険広域連合及び後期高齢者医療広域連合の負担金精算の計上です。

16ページをお願いいたします。21款1項6目。教育債520万円の増は、5ページ第3表地方債補正で説明したとおりです。

引き続き、歳出について説明いたします。人事異動等に伴い各款項で組替えたことによる職員人件費については説明を省略いたします。17ページをお願いいたします。1款1項1目。議会費49万1,000円の減は、新型コロナウイルスによる研修会等の中止によるものです。

18ページをお願いいたします。2款1項1目。一般管理費107万3,000円の増は、庁舎光熱水費の見込額の増と4ページ第2表債務負担行為補正で説明しました、職員の定年延長に伴う例規整備等支援業務委託料の計上です。3目。財産管理費65万6,000円の増は、庁舎修繕による流用分の補填です。12目。地域づくり推進事業費582万7,000円の減は、新型コロナウイルスによるふるさと博覧会、海外移住者子弟研修生事業、国際交流事業の中止によるものです。19ページをお願いいたします。2款2項1目。税務総務費、1節52万8,000円と8節2万9,000円の増は、病休及び産休代替の会計年度任用職員報酬等の計上です。20ページ、2款4項8目。町長選挙費143万9,000円の増は、令和4年4月予定の町長選挙の準備に係る費用の計上です。

21ページをお願いいたします。3款1項3目。心身障害者福祉費574万円の増は、主に歳入9ページ、12ページで説明した補装具給付費の見込額の増による計上です。5目。国民年金事務費13万2,000円の増は、歳入11ページで説明した国民年金システム改修委託料の計上です。9目。介護保険事業費17万6,000円の増は、令和2年度決算に伴う介護保険広域連合負担金精算分の計上です。22ページ、3款2項1目。児童福祉総務費、12節100万4,000円は、歳入10ページで説明した児童手当法の改正に係るシステム改修委託料の計上です。18節4万9,000円は、与那覇区遊び場のブランコ修繕に係る補助金の計上です。19節51万5,000円は、母子父子家庭医療費助成金の見込額の増による計上です。2目。保育所運営事業、18節2,495万6,000円の増は、支援対象児の増による法人保育園障害児保育実施補助金、歳入13ページで説明した保育士確保に係る各種補助金及

び保育環境改善等事業補助金の計上です。

23から24ページをお願いします。4款1項1目。保健衛生総務費、19節508万4,000円は、歳入8ページ、9ページ、12ページで説明した未熟児養育医療費の見込額の増による計上です。2目。予防費1億2,921万8,000円の増は、歳入10ページで説明した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の3回目接種に係る費用で、準備に係る流用分の補填とワクチン接種に要する費用の計上です。5目。成人保健対策費435万6,000円の増は、がん健診等の健診結果情報の様式標準化及び情報データ連携に係るシステム改修委託料の計上です。

25ページをお願いいたします。6款1項5目。農地費45万円の増は、神里地区集落排水維持管理事業における汚水ます設置工事に係る負担金の計上です。

26ページ、7款1項1目。商工振興費、12節49万2,000円は、かすり会館裏の樹木伐採委託料の計上です。

28ページをお願いいたします。8款4項1目。都市計画費、18節15万円は、汚水ます設置工事に係る負担金の計上です。2目。公園費471万5,000円の増は、主にウガンヌ前公園改修工事の計上です。

29ページをお願いいたします。10款2項小学校費1目。学校管理費1,662万5,000円の増は、主に各小学校の光熱水費の見込額の増と消防設備の修繕費、津嘉山小学校樹木伐採委託料、津嘉山小学校放送設備改修工事、北丘小学校サッカーゴールポスト入替え及び令和4年度クラス増による棚・靴箱の設置工事、机・椅子等の管理備品購入費の計上です。2目。教育振興費931万3,000円の増は、歳入10ページで説明したG I G Aスクールサポーター委託料及び令和4年度クラス増による消耗品費、校内ネットワーク環境整備委託料、備品購入費の計上です。3目。学校建設費は、5ページ第2表地方債補正で説明した小学校照明LED化事業の財源組替です。30ページ、10款3項中学校費、1目。学校管理費268万8,000円の増は、各中学校の光熱水費の見込額の増と消防設備の修繕費、南風原中学校放送設備改修工事、机・椅子の管理備品購入費の計上です。

2目。教育振興費140万9,000円の増は、G I G Aスクールサポーター委託料及び令和3年度と令和4年度の生徒増による生徒用端末整備に係る流用分の補填と備品購入費の計上です。3目。学校建設費は、小学校費と同様に中学校照明LED化事業の財源組替です。31ページ、10款4項1目。幼稚園費、10節153万8,000円は、各幼稚園の光熱水費の見込額の増と消防設備の修繕費の計上です。12節138万6,000円は、津嘉山幼稚園擁壁設置工事設計業務委託料の計上です。14節307万円は、

幼稚園照明LED化事業の工法変更による工事費増額の計上です。32ページをお願いいたします。10款5項4目。文化センター費93万5,000円の増は、文化センターの光熱水費の見込額の増による計上です。33ページをお願いいたします。10款6項1目。保健体育総務費56万9,000円の増は、黄金森運動公園の消防設備と山川体育センターの防球ネットの修繕費の計上です。2目。共同調理場運営費253万8,000円の増は、給食センターの燃料費、光熱水費、通信運搬費の見込額の増と食器洗浄機等の修繕費の計上です。以上が議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第7号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 質疑については午後行いたいと思います。1時まで休憩したいと思います。

休憩（午前11時58分）

再開（午後0時59分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは午前中の補正予算の質疑をさせていただきたいと思います。ページを追って質疑させていただきます。全て歳出のほうで確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

歳出の18ページをお願いします。12目の地域づくり推進事業費の中でふるさと博覧会をはじめ、海外子弟研修、町育英会ということで補助金の組替えがあります、負担金ですね。これ財源は一括交付金だというふうに思いますけれども、このできなかった事情はしょうがないとして、この組替えに関してどのように考えているのか。もう既に別の事業に振り分けられているのか。またこれから年度末にかけてこの組替えを検討していくのか、お答えください。

次に22ページをお願いします。2目の保育所運営事業のところ、18節負担金、補助及び交付金のところで保育士の年休取得ですとか県外からの誘致、これまでなかったような新たな事情もあると思いますけれども、それぞれ内容について補足をお願いしたいと思います。

次に23ページ、次のページをお願いします。2目予防費の中の、この2目自体の1億円余りの補正が3回目接種に向けての組替えと、補正予算というふうに向っていますが、この3回目接種、どのように行うのか、時期とか方法とか、そういったことについて少しトータルで教えていただきたいと思います。

次の24ページ、5目。成人保健対策費の12節委託料で健診結果標準化整備委託料ということで、これも歳入

のところでもありましたけれども、新しい事業なのかなというふうに思いますので、どういった内容なのか教えていただきたいと思います。

次に28ページをお願いします。2目の公園費で14節工事請負費、ウガンヌ前公園改修工事ですけれども、こちらのほう指定管理もされている中で、バスケットコート、トイレ等がずっと使えない状況になっている。もちろん地域からの要望等いろいろあると思いますけれども、今後どのようにしていくのか。せっかく造ったのに使えないままあいうちよっと使えない、養生の仕方も非常にちょっと、僕が見ると子供たちにとって危ないなという印象も受けるものですから、これが直接管理になれば地域の負担軽減になるのかとかですね、いろんな状況が想定されますので、この整備と併せて、今後のどのように運営していくのかについても教えていただきたいと思います。

次に29ページから30、31ページにかけてですけれども、光熱水費の補正があります。中学校、小学校、幼稚園ありますけれども、これも各学校に空調を整備した影響があるのかなというふうに思いますけれども、単純に光熱水費の増えている比較ではなくて、この学校にクーラーを設置した際、仕切りをどうするとかいろんな議論がありました。今後の光熱水費はどうなるのかという議論もありました。ですから工事前の想定していた、どれぐらいの機能を発揮するかという数値が多分あると思うんですね。それに対してどういう運用状況になっているのか。簡単に言えば光熱水費が上がるのはしょうがないんですけれども、これぐらいの効率ですよと言っていたのに入れたものは全部燃費が悪かったとか、運用上全部クーラーを回すために倍以上の出力がかかっているとか、光熱水費がかかっていると、そういったことがないのかなというのがちょっと心配ですので、運用と併せて工事前との比較がどうなのかですね、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。以上、何点かありましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 質問にお答えします。歳出予算の18ページの南風原町海外移住者子弟研修と南風原町育英会補助金として、これは国際交流の事業となります。この2つのほうが一括交付金活用事業でありまして、こちらについては既に県のほうへは中止の申請をして取り下げしております。それに伴い、今回その部分で低炭素社会の事業として幼稚園のLED化事業と、9月補正で計上しました宮平川の浸水被害の対策基本設計業務、そのほうが一括交付金の確定が決

まりましたので財源の補正をしております。以上です。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。予算書22ページ、保育所運営事業の各種補助金についての内容ということでありましたが、まず法人保育園の障害児保育実施補助金については、こちらは各保育園で発達障害児などに加配職員をつけるための人件費に伴う補助となっております。

続いて、保育士年休取得支援事業、1つ飛ばしまして、保育士休憩取得支援事業補助金、この2つに関しては新規事業というわけではなくて、これまでも過去にも9月補正などで提案した内容でございまして、保育士年休取得と保育士休憩取得は、保育所に代替職員を配置することによって保育士の年休取得を促したり、適切な休憩時間を確保したりということで、労働環境の改善を図って保育士離職防止等々を行わないようにするための施策でございまして。今回12月で補正予算を上げたということについては、県のほうにおいて県内の事業の申込みが多くて予算の調整があったということがあったものですから、今回12月補正での提案となっております。

続いて、県外保育士誘致支援金60万円については、こちらは新規事業でございまして、これは県が行う事業でございまして。県補助、県9割分の補助となっております。保育士不足の実情を背景に県外から保育士を誘致して、その移転費用などに対して9割補助を行う内容となっております。また一番下の保育環境改善等事業補助金もこれもこれまでであった事業でありまして、今回は保育園において午後の昼寝時における幼児の突然死などを防ぐために、昼寝中の体動などをキャッチするセンサーなどをする機械がございまして、それを補助する内容の補助金となっております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。予算書23ページにございます3回目接種の概要ですが、2回目接種を終えた方から原則8か月経過した後に3回目の接種という流れになりますが、今月その期限が来た方から順次接種券つき予診票をお送りしまして、大体この先行して接種した方というのがほぼ医療従事者なものですから、そういった方々に送って、またご自身の職場、医療機関で接種していくから始まりまして、順次また8か月迎えた方に対して送って行って、接種していくという流れになります。南風原町で集団接種を始めて2回目接種を終えた方が8か月経過するというのが大体3月頃になりますので、またその頃から集

団接種を再開していく予定になっています。

続きまして、予算書24ページにございます健診結果情報標準化整備委託料につきましては、健診結果の情報を生涯にわたって個人が閲覧、活用できる環境をつくるためのシステム改修になりまして、例えば市町村を、引っ越し移動があった際にも新旧の市町村で個人の健診情報を市町村間でデータを引き継いでいける。そういう環境づくりのためのシステム改修になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 それでは補正予算書の28ページ、歳出のほうの2目公園費の14節、ウガンヌ前公園改修工事の内容と今後の管理体制についてお答えします。仁士議員から今年度の6月定例会でしたか、一般質問のほうでも公園の管理体制ということでありまして、ウガンヌ前のほうも、仁士議員も直接見たということで、今の状態が使われない状態のままであるということも町としても認識しております。それでウガンヌ前については宮平区と指定管理をしている関係で、宮平区とこのときにも協議しながらやるということで答弁にあったと思います。その後、自治会区長、評議員長とかいろいろ調整しまして、地域の隣接の方の地主も、役場も直接出向いて説明に伺いました。今のままだと国庫事業でせっかく整備した公園については、周りからも何で使わせないかというふうなことも出ているということで隣接にも説明して、今回改修工事ということで、今のバスケットコートとあずまや、休憩所、トイレも含めてどうにか使わせる方向ということで、今回ちゃんとしたフェンス工事を予定しています。今現在は、たしかに先ほど言いましたように子供たちに危ないとかワイヤーメッシュでけがしたりとか、そういうのも懸念されるものですから、ちゃんとしたフェンス工事を予定してまして、バスケットコートとあずまやについては施錠式、鍵式にして、指定管理で行っている関係で管理体制についてはこれから宮平区と相談しながら隣接の方からの要望も聞きながら、その辺の時間帯とかそういう管理は行っていきたくて思っています。あくまでも指定管理という概念は変わらないで、ちゃんとした使わせる方向での工事ということになっています。以上です。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず、29ページから30ページ、31ページに計上しております小学校、中学校、幼稚園の光熱水費につきまして、令和3年度の予算はクーラーが稼働する前の令和元年ベースで組んでおりますので、当初に組んだのと

今回補正した額が1,120万3,000円となっております。そのうち小中学校に関してはガスタイプのクーラーを導入しておりますので、令和元年と比較してクーラーガス代が増となっているのは、約798万円という形になっております。幼稚園のほうは電気タイプのほうを導入しておりますして、電気のほうの増が約177万円というふうになっておりまして、小学校、中学校、幼稚園の合計が975万円となっております。なので今回の補正の増というのが1,120万3,000円に対して、そのうちの970万5,000円が光熱水費という形になるんですが、やはりクーラーの整備の増という形になっております。そこで私たちが当初ですね、幼稚園に関しては電気タイプで積算はしていなかったんですが、ガスタイプで小学校と中学校に整備した際に積算しておりましたガス代が728万7,890円ということで積算しておりましたので、今回クーラーのガス代というのが798万円というふうな形の増となっているので、おおむね予想していたとおりにかなというふうには考えておりますが、ただ効率性だったりとか、今コロナ禍で教室のほうも開けて運用したりというものがあるものですから、こちらについてはまた引き続きですね、学校と運用等は見直していきたいと思っております。今年度の運用については確認しまして、小中学校のほうは大体朝8時前後から夕方4時頃まで使っているというふうには確認は取れております。幼稚園につきましてはその日その日の活動が違いますので、長く戸外に出るときについては消したりというのがありますが、おおむね運用については統一されたような形になっているというふうには考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順を追って再度確認したいと思います。もし、必要な再答弁があればお願いしたいと思います。まず18ページの一括交付金の組替えについては、既にLED等の事業とかそういった事前に組み替えられたものに補填というか追加をしているというふうに理解をいたしました。もし違っていれば修正をお願いします。

次に22ページの保育士関連ですけれども、既存の事業と新規の事業に関しては県外からの誘致ということで理解をしました。それ以外に関しては実数の変化とか、またその申請に基づいた追加がされているというふうに先ほどの答弁から理解しますので、それでも違っている点があればお願いします。

次に23ページのワクチンの3回目接種ですけれども、今回の補正分は主に医療従事者の分で、想定としては接種券の配布等が主な業務であって、接種に関しては



各医療機関等の個別接種が主な内容になると。先ほど答弁の中で一部3月頃からの集団接種ということもありましたけれども、この集団接種の取組については今回の予算には入っているのか、どうなるのか、そのあたりちょっと補足を少しお願いしたいと思います。

次に24ページの5款、成人保健対策費の健診結果標準化整備委託料ですけれども、健診結果が見られるようになると、引越しても見られるようになるというのは非常にいいことだなと思いますけれども、引越した場合も想定されているわけですから、例えば医療機関が変わった場合、受診する医療機関とかですね。そういった情報も当然市町村の中で共有されるというふうに理解しますけれども、それについてもちょっと補足をお願いしたいと思います。

次に28ページのウガンヌ前公園ですけれども、使える前提でというお話もありました。私も以前一般質問でも取り上げましたので、やはり住民の方の意見というのも大事だし、指定管理をしていただいている宮平区の意見も大事だと思います。両者が、地域が受け入れられるようにしていただきたいということと、あとは形状変更とか、囲われたとしても、施錠したとしても結局はどういった苦情元、うるさいとかじゃないのかなと思いますので、時間を限ったとしても多分うるさいのはうるさいのかなというふうに思うところもあるので、将来に向けたことも含めて、ただ閉めればいいというだけじゃなくて、そうならないような、もちろんそういう答弁でしたけれども、そういうふうになるように進めていただけたらなと思います。

次に29ページから30、31ページの光熱水費ですけれども、非常に答弁が細かいものですから、今の答弁を聞いても、当然2年前の光熱水費との比較は分かりません。理解できました。ある程度の数字も考えられるんですけれども、私が言っているのは、先ほど答弁にもちょっとだけありましたけれども、設計時の空調を入れる、設計時の運用とそしてその機器の効果、こういったものに差がなかったのかというのが知りたいんです。当然運用の中でコロナ禍で窓を開ける。それによって効率が落ちる。それは当然分かります。分かりますけれども、一方ではずっとクーラーをつけているとか、残業中もそのままだよとか、消していないよとか、そういう声も僕は聞こえるわけですよ。だからその運用の在り方についても当初設定したものと、実際運用していく中で、そのほうが効率的か、先ほど幼稚園の話にもありましたけれども、そういうこともあると思います。ビニールシートがどうだったのかとか、今後もしかしたら改修が必要なことも、非常に駆け込みの予

算でしたので、即決の。だからそういう運用が心配なんですですね。ですので、答弁でもあったとは思いますが、少し見える形で示していただきたいというふうに思いますので、そこら辺は委員会になるのかどうか分かりませんが、当初から議運でも申し入れていますので、再度お答えいただきたいと思いません。

ちょっと1点だけ漏れていたのを追加したいんですが、31ページの幼稚園LED工事について漏れていましたので、この幼稚園LED工事、数量とか設置場所、個数、そういったものをお示しいただけないかなというふうに思います。以上、何点かありますのでお願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。先ほど説明しましたとおり、3回目接種につきましては、2回目接種が終わって8か月経過した後に順次行っていくということになりまして、医療従事者等が先行していきます。その後、高齢者の方というふうに移っていきまして、今回の補正はこの3回目接種全体の分、ですから令和4年も7月過ぎ頃までは続いていきますので、その分も含めた補正予算ということになります。

続きまして、24ページにありました健診結果の情報連携ですけれども、これも健診結果、どの医療機関で健診を受けても連携して行って、このデータが共有できるという仕組みになっています。以上です。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。当初、稼働を始めるときに運用の方針等を学校のほうに示して、稼働時間等やカーテンの活用で、扇風機等も併用するようとかそういうふうなものを示していて、おおむねそういうふうには活用はされています。カーテンについても各学校見に行っただけですが、カーテンで冷えているということは確認は取れています。ただ、残業中の利用だったりとか電気のつけっぱなしとか、そういうのは私たちも適宜注意というのか、学校のほうに消すようにとか、適切な運営というのには呼びかけておりますので、この辺につきましては引き続きこちらのほうでも学校のほうに呼びかけて対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。幼稚園照明LED化事業についてです。設置場所のほうは主に保育室、あとホールのほうになります。個数のほうは3園ですね。南風原幼稚園、津嘉山幼稚園、翔南幼稚園のほうで188個を予定しております。以上

です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは最後ですので、確認ですけれども、まず23ページのワクチン接種ですけれども、答弁では全体というふうに受け取りましたが、この3月に集団接種が始まるまでの間、これは個別になるというふうに理解しますけれども、それでいいかということと、あとは当然、集団接種分も入っているのであれば、対象人数が分かるので予算化されているんだろうというふうに理解しますけれども、先ほど言った2回目接種をした80%ぐらいの方々が3回目受けられる予算編成になっているというふうに理解しますけれども、それでいいかどうか。再度すみません、お願いします。

次に光熱水費ですけれども、今答弁いただきましたけれども、最初の答弁も含めて少し見える形で資料をいただけますか。それについてもちょっとお願いします。

あと幼稚園LEDですけれども、これについては全部屋内ということでもいいのかどうか。私のイメージでは新設とか屋外とか、そういったことも必要じゃないかなというのがあったものですから、全部既存のもので屋内の照明を切り替える。そういう理解でいいのか。それであれば、屋外とか駐車場、園路、最近日が暮れるのも早いので少し暗くて危ないなどというようなことも見受けられるんですけれども、そういった声とか要望とかがないのかどうか、それについても少し追加でお答えいただければと思います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。今回の補正は、2月までは個別接種で対応していきまして、3月からは個別接種に加え集団接種も並行してやっていくこととなります。予算につきましてはワクチン接種体制確保事業として、会場の事務委託料ですとか、そういったものにかかる予算の補正予算を計上しております。2回目終わった方全員分のワクチンのというお話なんですけど、それは別の負担金の予算で今後賄っていきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。答弁した内容につきまして、資料提供いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。今回のLED化事業については、保育で一番使っているところから既存のもので屋内と考えております。屋

外のほうは今後検討してまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。14番宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 24ページのほうなんですけれども、ワクチン接種のところで、予約管理システム委託料というのがあるんですけれども、これまで1回、2回と予約をして、接種をしてきたんですけれども、3回目になるとまた新たな予約システムを改修しないと、このシステムというのはいえぬのか。これまでの流れでそういうシステムでいえないのかどうか。その辺がちょっと気になる場所です。それと3回目の接種、8か月ということであれなんですけれども、私は7月だったから2月頃になるのかな。2月か3月頃になると思うんですが、要するにまだまだ時間があるという感じがするんですね。それで最初の頃というのは電話予約が殺到してパンクして、後はメール使ったり——メールとは言わないな、あれは、LINEを使って予約したら楽だったというのもあるんですけれども、今回はどういうふうな形でやるのか。2回済んだ方からということなんですけれども、2回済んで、8か月過ぎると予約を始めるということなのか。それから9か月過ぎて、10か月過ぎてそれからでも予約するということなのか。本土のほうである区だったかな。2回目終了段階の日付が分かるものですから、3回目、あなたはこの辺ですよと問合せをして、予約を幾つか曜日を決めて、時間をその中で調整していくというふうなことをやっていたんですけれども、そういうふうにするということを言っていたんですけれども、また最初のあれと同じように8か月過ぎたときからあなたはもう予約できますよというふうに通知だけを送って、要するに電話かそういったメールか何かでやるようにするのか、その辺のやり方というのを教えてほしいと思います。

それと下のほうの健診結果情報標準化というのがあるんですけれども、健康診断なり病院で健診を受けたりするときに、その都度何か月か一遍に、でなければ月に一遍ぐらい病院へ行くと、検査をするんですね。そしてまた病院を変わるととりあえずまた検査というふうになるものですから、こういうふうに分かるカルテがどこの病院でも一遍に見られるということは医療費が安くなると。例えば検査ばかりしなくてもいいとか。それからその人のカルテがどの病院でも見られるようになれば、医者が判断しやすいとかということで薬の無駄な出し方をしなくていい。だから医療費が下がるんだというふうなメリットが非常にあるんですよ、これは。私もこれはいいと思うんですけど、ただ

情報の管理の仕方がどうなるのかという。今、あれは何ですか、デジタル庁というのができて、今後の問題としては、今は省庁の縦の系列で情報は持っているんですけども、それが全て一方に集まるというその懸念が実はあるんです。マイナンバーの関係もそうなんですけれども、そこに集められるのが怖いというのがあるものですから、これは今度やるのはそういった医療関係のだけ、その個人のデータが個人の許可なしには例えば見られないというふうなものなのか、情報を集めて普通に利用できるよう、誰でも利用できるよといったらちょっと語弊なんだけれども、行政機関がいつでも取れるというふうになると困ると思います。病院間でそういった情報供給するということは僕はとてもいいことだと思うんですけども、問題はそれの扱い方、その問題はどういうふうにするのかというのをお聞きしたいと思います。

それからもう一つお聞きしたいんですけども、これは教育委員会のほうですけども、33ページの保健体育施設のほうで、修繕料、修繕料で7万4,000円と49万5,000円とあるんですけども、この資料では黄金森公園の消防設備と山川体育センターの防球ネットと。見たら上のほうが黄金森かな、下は防球ネットかなと思うんですけども、これが書いていないものですから、どっちがどっちなのか。その点をお伺いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 宮城寛諄議員のご質疑にお答えします。今回のシステム改修、3回目加わったものですから、既存のものに加えて、既存のシステムにまた加えて改修が必要になったことから行います。今回1、2回目終わって8か月たった方に接種券つき一体型予診票をお送りしまして、そこにあなたはいついつから3回目できますというふうに印字して送ります。ですから8か月たっていない方には送れません。ですから届いた方は3回目接種の予約ができるようになります。予約の方法は既存のとおりウェブ予約とコールセンターへの電話予約になります。

続きまして、情報連携の健診のものですけども、これは健診の結果のみのデータをやりとりしていくということになります。これは当然本人の承諾を得た上でデータのやり取りとなります。運用になります。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。33ページの保健体育総務費、修繕料7万4,000円は、黄金森公園の消防設備の不良箇所の修繕で、主なものは誘導灯ということになっております。修繕料の49万

5,000円は山川体育センターのネット修繕ということになっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時34分）

再開（午後1時37分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 よく存じています。私たち総務民生委員会に付託される案件ですが、皆さんに共有すべきことだと思いますので伺います。予算書の18ページ、12節、例規整備等支援業務委託料33万円が計上されています。4ページにも77万円の債務負担行為の補正が計上されています。この例規について伺いたいんですけども、これは今私たちの各議員全員のデスクに3冊あります、例規集が。この例規集は皆さんもそれぞれの部署、課で置いておられる例規集と同じものなのか。それともこの庁舎内にはほかに例規集があるのかどうか。この例規集の、今回は職員の定年延長に伴う例規整備ということですが、今回職員は何歳から何歳に定年延長されるのかということも併せて伺います。それで例規のことに戻りますが、これはどのように委託していることなのか。この例規集を委託している会社、どちらかも教えてください。持ち帰って差し替えて持ってきて、この庁舎内から持ち帰って、差し替えて持ってきて、またそれぞれの元のところに戻しているのかどうかを伺います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 それではお答えいたします。まず3冊の例規集につきましては、職員皆さん同じものとなっております。例規の改正があった際には、加除式になっていまして、その際、一旦私たち総務のほうで集めて加除していくような、持ち帰るのではなくて、業者さんが来て改正分を差し替えたりとかですね、そういう作業を行っております。

今回の定年延長につきましては、令和3年6月11日付で地方公務員法の一部改正が公布されまして、それが令和5年4月1日から施行という形で、定年が60歳から65歳まで延長になります。令和5年4月1日からですので、段階的に1年ずつ延びていきます。61歳、62歳ということですね。令和13年4月1日から完全に65歳までの定年という対応になっていきます。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時42分）

再開（午後1時42分）

○議長 玉城 勇君 再開します。総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 失礼しました。委託している業者は第一法規さんです。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 全庁舎で同じものを共有しているということを伺いました。それで今回、11月8日に差し替えが多分加えられたと思いますけれども、それが職員の定年延長に関するものであったと理解しますが、違いますかね。もし違うんでしたら……。それでお願いしたいことがあります。2日の日に全協でここへ出てきたときに皆さんが机にこう並べられておりました、全3冊が。開けてみると令和3年11月8日、加除ですかね。担当者の印鑑が押されています。ただそれだけで終わっているのです、私たちはどこがどう変わったのか、この例規集の中で。なかなか知ることができません。時間をかけて調べがつかどうか私には分かりませんが、お願いしたいのは、変わったらメモでもつけていただきたい。どこがどう変わったのか。それを第一法規さんにやってもらってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。まず、今回提案しています予算に関しましては、令和3年度と4年度の委託になっておりました、まず今年度に関してはいろいろな資料収集ですね、そういったほか、この例規が改正されることによって影響の受ける例規がないかというところの作業が入ってまいります。次年度に新旧対照表なり正式な例規、議会提案するまでの作業がございます。その中で条例の改正に関しましては議会のほうに提案いたしまして、そちらのほうで一旦承認を得るという形になりますので、その後、この条例の改正、そういった作業が出てきますので、条例が変わった際には議会の承認を得ているということもありますので、その内容に沿って例規集のほうを確認していただければと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3度目ですから、再度の質疑になりますので、今の総務課長のお話はこの例規集を変えていく場合に条例を変えて、それに沿って変えていくべきことだというお話だったんだと思いますけれども、私が提案しているのは、質問と言ってもいいんですが、この例規集が変わるときに差し替えたり外したりすることもあると思うんですが、その際にはただここに置くだけではなくて、どこがどう変わったというメモでもいいから、それをつけていただきたいという

ことを伺います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時46分）

再開（午後1時49分）

○議長 玉城 勇君 再開します。ほかに質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第7号）については、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時49分）

再開（午後2時00分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

#### 日程第10. 議案第42号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

#### 日程第11. 議案第43号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について

○議長 玉城 勇君 日程第10. 議案第42号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてと日程第11. 議案第43号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についての議案を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第42号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。提案理由としまして、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、同組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出いたします。

続きまして、議案第43号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について 地方自治法第289条の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い別紙のとおり財産処分することについて、議会の議決を求めます。提案理由としまして、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い、ふるさと市町村圏基金に属する財産処分につい

て協議するため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出いたします。それぞれの内容説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第42号の資料をお願いいたします。南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について概要を説明いたします。南部広域市町村圏事務組合規約の変更の1点目は、第3条共同処理する事務の一部見直しです。現在、関係市町村で行っている事務のうち、組合において処理可能な事務や政策的に協調・連携できる市町村間での広域的な振興整備事業等に資する事業の調査研究など、今後の広域的な施策展開等に期待が持てる事務事業の実施を想定し、第3条第2号を「広域的な振興事業の調査研究に関すること。」から「広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。」とする改正です。

2点目は、第13条から第16条基金の設置に関する関係条項の見直しです。これまで基金の活用については、平成4年度と平成5年度に関係市町村から出資された合計9億円と沖縄県の補助金1億円を合わせて10億円の基金運用から生ずる収益を活用し、広域的な各種事業を実施してきました。しかし、近年の低金利により運用収益が減っており、優先度の高い事業を選定し実施する必要があります。また、関係市町村における新たな行政需要や広域的な行政課題等の対応に必要な財源の確保など、依然として厳しい財政状況にあることから、基金造成額のうち、関係市町村の出資金9億円を償還するものとし、その「出資金の割合及び額」、「関係市町村の権利」に係る条項を削り、「基金の設置」、「基金の処分の制限」に係る条項の改正となります。

3点目は、第17条の経費の支弁方法についての改正です。また、別表の整備を行い、1点目で改正した共同処理する事務の関係市町村、事業費の負担割合を「関係市町村の協議により定める」とする改正です。

4点目は、補則として、「第16条 この規約の施行に関して必要な事項は、理事会が別に定める」の追加です。施行日は令和4年4月1日となります。

次に裏面の議案第43号資料をお願いいたします。南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についての概要を説明します。この議案は、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についての協議であります。基金に属する財産のうち、平成4年度と平成5年度に関係市町村が出資した9億円は、関係市町村の権利として、出資総額に応じて関係市町村に帰

属させるものです。本町への帰属額は、平成4年度と平成5年度に出資しました合計4,348万8,000円となります。以上が議案第42号及び議案第43号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案第42号と議案第43号について質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点だけ質疑させていただきたいと思います。議案第42号の規約変更の1点目のところですけども、つけていただいた新旧対照表で見ると第3条になるかと思いますが、この文言の変更によって何か具体的な想定があるのでしょうか。新たなイベントを考えているとか、新たな調査研究が必要になっているとか。その具体的な想定についてと、それであったとしても、私この文言だけを見るとですね、なぜ今までの条文でできなかったのかとちょっと分からないものですから、想定と変更した理由についてですね、関連すると思いますがその1点だけ教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。改正の内容で、現在取り組んでいることは、事務の共同処理に関する調査検討委員会という形で立ち上げまして、この内容が子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査等に関する事務を、今関係7市町村で協議会を立ち上げて検討しているところです。そういった部分も見通して想定しての規約の改正となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 検討中ということですけども、現段階でどのようにまとまるかは分からないんですけども、この保育事務の広域処理だと思います。例えば市町村をまたいで家の近くの保育園に入るとかそういうことなのか、ちょっと想定が子供保育とはいっても分かりにくいので少し補足をする、どういうことを目指して研究されているのか。どういう課題について研究されているのか、それを教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 言葉足らずでした。保育事業の指導監査等に関する事務、7市町村で統一的な指導監査ができるような体制で、お互い7市町村でこういった共通課題だったりそういったものを出し合って、それを課題解決に向けてどうやっていくかという共同処理する事務の検討に入っているところです。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 分かりました。指導とか監査とかそういったことは当然それなら理解できます。そういうことであれば、他の行政課題についても今後そういう検討が進むだろうということを見越している。今回は保育のもので実際想定があるんですけども、それ以外にも広域で対応できる効率的なものに関してはこういったことが想定できるという考え方でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 議員おっしゃるとおりです。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ちょっと休憩願います、議長。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時11分）

再開（午後2時12分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今日の議案は、共同処理する事務の中で調査研究に関することの範囲を広げると、私の理解ですが、調査研究の範囲を広げることのように文言上思います。一方、2点目は低金利、ゼロ金利によって運用収益が減っているということからより優先度の高い事業を選定するという事で、むしろここでは精査する、精選すると。たくさんの中から狭めてやるんだというふうに理解できる訳ですね、2点目は。その点からすると、調査研究を広げる、これまでは振興事業の調査研究となっていたものを、行政課題及びということで加えたわけですよ、広げたわけです。そうする一方で10億円を、そのうち9億円はそれぞれにお返ししますということで、残1億円。残り1億円になるわけだから、むしろ運用益はますます少なくなるということになると思うわけですね。その辺はちょっと矛盾しないのかなというふうに感じました。その辺を説明願いたいと思います。そこですね……。貸借対照表、資料でついている1ページによりますと、右が改正案ですから、基金はこれまでは9億円プラス県の補助金だったけれども、県の補助金のみになるということですね、この第13条の2によるとですね。そういうことですから、今言ったように仕事は対象を広げるとしながら、一方ではより優先度の高い事業に選定するんだというふうにする、ちょっとそこでも矛盾するんじゃないかなと思いつつ、また10億円を1億円に減ずるということではますます運用収益は減った中でさ

らに減るんじゃないかというふうに見ているんだけど、これはどういうふうに理解すればいいかご説明願います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず事務の規約変更については、これまでは広域的な振興事業についてでしたが、今後は広域的に、その市町村が持っている事務をまとめて1か所でできないかということで、事務をここの事務組合で処理をするということまで調査研究しましょうと、広げるという観点ですね。事業はいろいろな祭りとか今までやっていたトリムマラソン大会とかそういったことではなくて、町村がそれぞれ独自に持っている事務事業を一体化してやっていけないかということでの調査研究まで広げるという提案。

もう一方、基金については、利率が低くなったためにどうしても昨年度十何万円とかになっていることから、基金を活用して新たな事業の展開ができないことから、また各市町村、コロナ禍により基金が減って厳しい状況であるということもあって、その9億円は出資した額に応じて返しましょうという2つの提案であります。これは関連しているわけではなく、一つは事務事業の効率を目指して事務の見直しをしていきたいと思いますということと、基金の運用低下による、また財政状況の悪化によることによって基金を、その出資した市町村に戻しましょうという提案となっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ちょっと頭の中ごちゃごちゃしてすみませんが、以前南風原でもやられたロシアの管弦楽団でしたっけ、あれもここの組合の事業でしたか。この事業でね、この中に、例えばこれこうなるのかな。3条の（1）のイ、公益文化事業なのかなという感じはしますけれども、これまでは10億円の果実というか、運用収益の活用として毎年やっていたことですけども、これが1億円になっても引き続きそういった事業は行えるのかどうか。ただでさえ金利が低いからというふうなこともありますので心配なんですけど、ますますできにくくなるんじゃないかなと思うんですよ。元となるものが少なくなるんだから。その点はどうか。

それと今おっしゃった最初仁士議員が聞かれた保育事業に関する事、今企画財政課長からですか、今度保育に関する指導監査と言いましたか、というふうなことの研究だと言いましたけれども、事務事業を統合する、例えば今言うように保育を例に取れば入所の判定あたりを一括してやっちゃうとか。南風原町のもの

も、豊見城のものも那覇のものも一緒にやりますというふうな意味なのか。例えばですよ。事務の統一で例えばそういうことですよ。ただ監査ということだから、またこれとは違う単独的な仕事というのは意味が違おうと思うので、例えばそういうふうなまた別の税務なら税務のこういった、統合できるものはなかなか私は想像できませんけど、そういったことを研究するというふうな意味に聞こえたんですけど、部長答弁ね。そういったふうな理解でいいのかどうか。以上です。その点についてお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 お答えいたします。まずですね、保育所の入所事務の統合ではありません。これは確認しておきたい。入所事務の統合ではありません。ただ保育所等の法人の監査、市町村に事務がありますので、その指導監査について検討、調査しているということで、穀議員がおっしゃるとおり、そういった市町村の事務を統合して1か所事務組合でできないかどうか。広域的な行政課題に対して統合してできないかということの調査していくことを加筆、追加して拡大していくという規約案の改正となっております。

答弁漏れがありましたのでお答えいたします。果実運用確かに10億円、かつては南風原町でも日ロ交換コンサートを5回程度行っておりますが、これまではそういった事業ができたんですが、現在、非常に厳しい状況と。昨年令和2年、元年においてトータルしても幾らですかね、100万円もいかない。昨年においては20万円も行かないような状況がありますので、それはもうやっぱり財政状況、厳しい状況で一旦返すと。残り1億円について僅かではありますが、これを積立てで複数年やってやるのかわかりませんが、それは事業を精選して、必要なものに対応していくということの改正となっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号と議案第43号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第42号と議案第43号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

休憩します。

休憩 (午後2時21分)

再開 (午後2時22分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから議案第42号と議案第43号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第42号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

続けます。これから議案第43号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12. 議案第44号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

#### 日程第13. 議案第45号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

#### 日程第14. 議案第46号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第44号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、日程第13. 議案第45号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、日程第14. 議案第46号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの3件の議案を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第44号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について 地方自治法第288号の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。提案理由としまして、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

続きまして、議案第45号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について 地方自治法第289号の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。提案理由としまして、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

続きまして、議案第46号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について 地方自治法第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。提案理由としまして、沖縄県町村交通災害共済組合の共同処理する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。議長、ちょっと休憩していいですか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後2時27分）

再開（午後2時27分）

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほど提案しました議案第46号の条文中、地方自治法第286号という、議案書は「号」という表現になっていますが、口頭では「条」で訂正しましたが、改めて地方自治法第286号を「条」に替えて訂正とさせていただきます。それぞれの議案の内容については担当のほうから説明をさせていただきます。

改めて追加の訂正をお願いします。議案第44号も同じように地方自治法第288号という表現になっています。ここも第288条、「条」に訂正をお願いします。そしてその次の議案第45号、そこも同じように地方自治法第289号という表現になっていますが、ここも第289条の規定によりで、「条」に訂正です。46号については先ほど訂正いたしましたので、改めて内容については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第44号資料をお願いいたします。沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について概要を説明いたします。沖縄県町村交通災害共済組合は、昭和56年に設立され、交通事故により災害を被った住民または遺族に対し交通災害見舞金を支給し、住民またはその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に、構成30町村で組織された一部事務組合です。交通災害共済組合が

共同処理する事務は、組合の主たる財源である加入者からの掛金収入だけで職員を採用して組合を運営することができないため、設立当初から沖縄県町村会の職員が兼務で行っています。また、加入者数の低迷が続く、組合を運営するために必要な人件費をはじめとする経費を捻出することができず、経費のほとんどを沖縄県町村会が負担しており、同組合を単独で存続させて交通災害事務を継続することは困難な状況であります。以上の課題解決を図るためには、事務局体制の合理化と事務処理の効率化を図る必要があり、沖縄県市町村総合事務組合が当組合の事務及び財産を継承し、総合的に運営することが有効であり、組織統合が必要であるとの判断に至り、令和4年3月31日に沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議のための提案となります。

続きまして、議案第45号資料をお願いいたします。沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての概要説明。沖縄県町村交通災害共済組合と沖縄県市町村総合事務組合との統合を必要とするに至った理由は議案第44号のとおりで、交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議のための提案となります。

続きまして、議案第46号資料をお願いいたします。沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての概要説明です。沖縄県町村交通災害共済組合と沖縄県市町村総合事務組合との統合を必要とするに至った理由は議案第44号のとおりで、令和4年4月1日より沖縄県市町村総合事務組合へ統合し、事務及び財産の継承をするための提案となります。以上が議案第44号、45号、46号の概要説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案第44号から議案第46号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号から議案第46号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第44号から議案第46号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第44号から議案第46号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第44号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

続けます。これから議案第45号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

続けます。これから議案第46号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15. 議案第47号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について

#### 日程第16. 議案第48号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

○議長 玉城 勇君 日程第15. 議案第47号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてと日程第16. 議案第48号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についての議案を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第47号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村を脱退させ、南部広域行政組合規約を別紙のとおり変更する。提案理由としまして、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。これが、この議案を提出する理由であります。

続きまして、議案第48号 南部広域行政組合からの

北大東村の脱退に伴う財産処分について 地方自治法第289条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。提案理由としまして、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決が必要である。これがこの議案を提出する理由であります。それぞれの議案についての説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第47号の資料をお願いいたします。南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についての概要説明です。この議案は、1点目に南部広域行政組合を組織する市町村の変更です。令和3年7月26日付で、北大東村より共同処理する事務を取りやめる申出があり、令和4年度から組織を脱退し、同組合の組織市町村は15市町村から14市町村に変更となります。北大東村が脱退する事務は、視聴覚教育システム整備及び管理運営に関する事務(視聴覚ライブラリー事業)で、脱退年月日は令和4年4月1日です。脱退の理由として、北大東村は、視聴覚ライブラリー事業のみ加入していますが、テレビ放映の受信とDVD等の鑑賞が自宅で行えるようになったことで、加入した当時より当該事業の効果が薄れてきていること。また、組合の予算編成をする上で、北大東村の負担金以上の予算・決算となっており、他の構成市町村に負担を強いている状況に配慮した結果としております。2点目は、組合の規約変更です。北大東村の脱退に伴い、組合を組織する市町村及び組合の共同処理する事務から「北大東村」を削除し、組合の議会の議員定数を「21人」から「20人」に改める変更となります。

続いて裏面をお願いいたします。議案第48号資料をお願いいたします。南部広域行政組合から北大東村の脱退に伴う財産処分についての概要説明です。この議案は、同組合から北大東村が脱退することに伴う財産処分するための協議です。1 北大東村に帰属せしめる財産は次のとおりとする。(1) 財政調整基金 ①事務局運営5万4,191円(令和3年10月末現在)。(2) 視聴覚ライブラリー7万4,375円(令和3年10月末現在)。(2) 退職手当特別負担金引当基金 ①事務局運営2万9,089円(令和3年10月末現在)。(3) 令和3年度歳計余剰金は令和3年度決算認定後、南部広域行政組合負担金条例に定める負担割合により算出し、上記(1)(2)の基金と合算して精算を行うものとする。以上

が議案第47号及び議案第48号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案第47号と議案第48号について質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点だけお伺いしたいと思っております。この47号の資料の中で中段のほうに脱退の理由が記載をされていますが、最初のテレビ放映の受信とDVDの鑑賞などということによって効果が薄れてきているというのは理解できるんですけども、それ以降の組合予算を編成する上で北大東村の負担以上の予算決算となっていることが原因というふうに読み取れるわけですけども、配慮しているのはどちらなのかですね、これはこちらに聞くべきことじゃないのかももしれないんですけども、少なくとも南風原町もそういう指摘をしているのかどうかとかそういうことも含めてですね、趣旨としては、やっぱり沖縄は離島県ですから、もし仮に北大東村が配慮している、効果が薄れたということであればいいと思うんですけども、他の市町村から負担だから離島はやめさせろよという意見になっていたらさみしい話だなというふうに思いますし、もし仮にそういう理由なら該当する市町村がほかにもあるんじゃないのかなというふうに思うものですから、ちょっとその辺の経緯を、排除されるわけじゃないというふうな説明をできればいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。先ほど述べた理由としては、北大東村がそういう理由で上げたことでありまして、我々本島である市町村がそういったことからということの発言はありません。

また同様に離島においては多くがそういう状況にあることから、我々としても今後引き続き、一緒に事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 休憩願います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午後2時44分）  
再開（午後2時46分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号と議案第48号については、委員

会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第47号と議案第48号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第47号と議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第47号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

続けます。これから議案第48号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第49号 豊見城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

日程第18. 議案第50号 南城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

日程第19. 議案第51号 南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

日程第20. 議案第52号 南風原町と与那原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

○議長 玉城 勇君 続けます。日程第17. 議案第49号 豊見城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について、日程第18. 議案第50号 南城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について、日程第19. 議案第51号 南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について、日程第20. 議案第52号 南風原町と与那原町との証明書の交付等

に係る事務委託の廃止に関する協議についてまでの4件の議案を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第49号 豊見城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき実施する、豊見城市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、豊見城市との証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

続きまして、議案第50号 南城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき実施する、南城市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、南城市との証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

続きまして、議案第51号 南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき実施する、八重瀬町との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、八重瀬町との証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

続きまして、議案第52号 南風原町と与那原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき実施する、与那原町との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、与那原町との証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を必要とするためであります。それぞれの各議案についての説明については担当のほうからさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 それでは議案第49号から52号の資料をお願いいたします。証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議についての概要を説明いたします。議案第49号 豊見城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について、議案第50号 南城市と南風原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について、議案第51号 南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について、議案第52号 南風原町と与那原町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議については、関連する議案のため一括して概要を説明いたします。平成23年7月1日より、本町、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町の構成5市町において住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本、戸籍附票謄抄本証明書をどこでも取得できる行政サービス「広域行政窓口サービス」を行っております。しかし、社会情勢の変化によるマイナンバーカード等の普及やコンビニ交付のサービス拡充、機器の老朽化などにより、令和4年5月31日に同サービスを廃止するための提案になります。また、業務の概要は、5市町の住民が自分の居住地以外の4市町の役所役場の窓口において、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の謄本、抄本及び戸籍の附票の写しを交付することができる委託事務です。以上が議案第49号から議案第52号の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案第49号から議案第52号について質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑いたします。議案の趣旨は理解をします。廃止に当たってですね、一番はサービスの低下にならないかという懸念ですけれども、細かい数字はいいにしても、大まかな実績はどういう状況だったのか。当然機械で交付しているのも、窓口で交付しているのもあると思うんですけれども、発行件数におけるそういった他市町村の割合とか、また他市町村における本町の証明書等の発行に関する実績とか、おおむねそういったことを教えていただいて、次にサービスについてですけれども、この南風原町以外の4つの市町村も全てコンビニサービス、コンビニの数には差があるかもしれないんですけれども、同様のサービスがですね、南風原町はコンビニでやっていますけれども、当然されているというふうに理解はしますけど、改めてその辺、要するにサービスの低下にならないかという懸念に対して実績と状況について教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 金城直子さん お答えします。まずこの業務内容のおおむねの説明としまして、受託と委託というのがあります。まず受託というのが4市町の証明書が南風原町の窓口に住民の方がいらして申請して受け取りをすることを言います。委託はその逆で、南風原町の証明書を4市町の窓口に出向いて受け取ることとなります。その点を踏まえて、受託と委託の実績をご報告します。まず過去3年間の受託の件数ですが、南風原町は平均して約430件あります。これは5市長の中で26%を占めております。この5市町の中で上位になります。各市町村のデータですが、豊見城市が約19%……、すみません、高いほうから行きます。失礼します。受託の高いパーセントが八重瀬町が20%、続きまして豊見城市が19%、あと南城市と与那原町は同率で17.5%、本町はこれで26%の受託を占めています。今度委託です。委託の件数が本町は年間、過去3年間平均して220件あります。これは5市町の中で14%を占めています。同じように5市町でパーセンテージが一番高いのが、年間委託件数が高いのが八重瀬町の17%、続きまして……、失礼しました。一番高いのが南城市が43%、委託ですね。続きまして八重瀬町の17%、豊見城市と与那原町が同率で13%、本町の委託は14%となっています。

2点目のご質問で、5市町全てコンビニ交付を行っているかということですが、去年の、昨年度与那原町がコンビニ交付をしておりますので、5市町全てコンビニ交付を行っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 想像していたよりは、かなり数は多いなというふうに実感はしますけれども、2点目のサービスの状況でいくと、コンビニ交付で補完はできるというふうに理解していいのか。当然、全体のパイでいくともっと何千とか何万という数字でしょうから、大きなサービスの低下にはつながらないというふうには私は受け止めておりますが、そのような理解でよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 このサービスを開始したときの平成23年度はコンビニ交付を実施していませんでしたので、広域交付についてはこのサービスと、あと那覇市と連携する機械でやる交付でした。それは終わったんですが、それでその後、平成25年9月にコンビニ交付を開始して、その当時、町内でも最初は3店舗ぐらいでした。今回20か所、町内だけでも。沖縄本島でも何百か所と増えておりますので、また交付の時期も朝から11時まで交付できると、時間も拡充されて交付

できるということから、今後もマイナンバー交付をつなげてサービス拡充につなげていきたいと考えております。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後3時00分)

再開 (午後3時00分)

○議長 玉城 勇君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回この広域交付サービスを廃止しても、サービスの低下につながるとは考えておりません。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号から議案第52号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第49号から議案第52号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第49号から議案第52号までの4件を一括して採決します。

休憩します。

休憩 (午後2時02分)

再開 (午後2時03分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから議案第49号から議案第52号までの4件を一括して採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午後3時03分)

再開 (午後3時05分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

## 日程第21. 発議第1号 南風原町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長 玉城 勇君 日程第21. 発議第1号 南風原町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて提案いたします。発議第1号。令和3年12月7日。南風原町議会議長玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、浦崎みゆき、金城好春、大城 毅、照屋仁士、石垣大志。南風原町議会会議規則の一部を改正する規則 上記の議案を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。(提案理由) 平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されたことに伴い、議員が活躍しやすい環境整備として議会への欠席事由の整備と規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)等に基づき、請願手続きについて、請願者の利便性の向上を図るための改正する必要があるため提案する。

南風原町議会会議規則の一部を改正する規則 南風原町議会会議規則(昭和62年南風原町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。附則 この規則は、公布の日から施行する。以上です。あと新旧対照表のほうもついておりますのでお目通しをお願いいたします。以上です。よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 お伺いします。妊娠して前後14週間というのは、休みを取るといのは多くの企業あるいは自治体においてかなり前から施行されてきていたと思うんですが、議会において、うちの議会ももっと早く取り入れてもよかったと思うんですが、よその

自治体の議会の実態などがもしお分かりでしたら教えていただきたいです。

○議長 玉城 勇君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん こちらの規則改正については、令和3年2月9日に全国町村議会のほうから改めの文が来たことに応じてこちらのほうで変更しております。以前は日数は新旧対照表をご覧のとおり、日には、規定は日数を定めて議長に欠席届を提出することができるということであったんですけども、今回、全国町村議会のほうからあった文章に改めての提案になっております。ほかの町村のほうに確認は取っておりません。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後3時19分)

再開(午後3時21分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

質疑なしでいいですね。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから発議第1号 南風原町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。本案について、可決することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、可決することに決定いたしました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後3時23分)

再開(午後3時23分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

## 日程第22. 報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第22. 報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。 2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については11月12日に行っております。

1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。 2 相手方 那覇市具志1丁目13-6番地。株式会社ダスキン沖縄 代表取締役社長 松井宏明。 3 事故の概要 令和3年10月4日午後1時20分頃、本部公園の駐車場において、除草作業中に駐車していた車両の後部ガラスに小石が飛び破損した。 4 損害賠償額 9万5,825円。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についての概要を説明いたします。それでは資料をご覧ください。事故日時は、令和3年10月4日午後1時20分頃、本部公園南側駐車場において、駐車場から東側トイレにつながる園路下の斜面の除草作業をしている際に、距離で13メートル離れて駐車していた車両の後部窓ガラスに小石が飛び破損したものです。原因は、作業場所が駐車車両より13メートル離れていたことと、駐車場よりも低いところで作業をして、さらに作業方向も車両と反対側を向いて作業をしていたこともあり、小石の飛散を想定できなかったために飛散防止対策を取ることなく作業を行ったために発生したものであります。損害賠償額は9万5,825円、過失割合は町が100%負担となっております。今後は作業に先立ち、作業場所の確認を行い、飛散防止のための作業区域の規制、飛散防止対策を徹底し細心の注意を払い対応してまいります。以上が報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 これは使った機具は草刈り機なんですよね、多分そうだと思うんですけどもね。草刈り機の場合には飛び散るのを防ぐために安全弁というか輪っかがつけられているんですけどもね、あれをやると仕事がしにくくて僕なんか外してやるんですけどもね、そのガードがどうなったのか。ガードはつけてあったのか取り去ってあったのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 通常でしたら安全カバーというんですか、そういったものは装置しているというふうに認識しております。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 この事例は津嘉山地区の一斉清掃でも起こりました。そして損害賠償をしました。漫湖公園に行きますと、よく草刈り作業をしている現場を見ますと、杭を立てて青いネットを、作業する周囲を全面的に囲ってから作業をしているのをよく見かけます。南風原町はこのネットがありますか、作業するときの防護用のネット、ありますかどうですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 本町も飛散防止のネットは準備しております。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 じゃあ、この事例はネットをやっておきながら起こったということですか。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えします。先ほど部長のほうからも答弁がありましたとおりでございますけれども、今回の場所は一応、記載している略図も示していますが、駐車場よりは実際草刈りした作業場が少し下がった位置にあったということで、実際のところはこういった飛散防止柵を設置しないままに作業を行っていたと。想定をしていなかったというのが原因というふうになります。以上です。

○議長 玉城 勇君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 この防護ネットですね、これを徹底的に設置してからやっていただきたいと思います。

それと要望なんですけど、駐車場ですね、この作業時間は進入禁止というような方法も取れるかと思うので、それも考えていただいて、被害が起きないようにありとあらゆる手を尽くしてから作業をしていただきたいと要望して終わります。お願いします。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。  
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第9号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

### 日程第23. 報告第10号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第23. 報告第10号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第10号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。 2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については10月22日に行っております。

1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。 2 相手方 南風原町字宮平607番地1。社会福祉法人創清福祉会ていだ保育園。 3 事故の概要 7月7日午前11時30分頃、南風原町字宮平607番地1ていだ保育園駐車場において、広報車をバックにて駐車する際に、駐車場天井部分に広報車のスピーカー部分が接触し、駐車場天井部分が破損した。 4 損害賠償額 3万3,000円です。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは報告第10号の資料を併せてお願いいたします。それでは事故の概要を説明します。令和3年7月7日午前11時30分頃、南風原町字宮平607番地の1、ていだ保育園の屋根付き駐車場に広報車をバックにて駐車する際に駐車場天井部に広報車のスピーカー部分が接触し、駐車場天井部分を破損しました。この事故の原因については、駐車場の屋根の高さとスピーカーを設置している車の高さを見誤ったことによるものであり、損害賠償金額が3万3,000円となります。被害の内容は修理費が3万3,000円、過失割合が100%となっています。今後も引き続き、広報車の安全運転を指導してまいります。以上が報告

第10号の概要です。よろしくお願いたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第10号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

散会(午後3時35分)